

文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

総務省における個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 2 項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3 及び 4 に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、総務省がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 7 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2 に規定するもの）の閲覧。
- 2 当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3 に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは A 2 判の用紙に複写したものの交付（3 に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付。
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付。

第 2 第 1 に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。